附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第七十六条の規定による改正前の産業競争力強化法第二十一条の三十五第一項に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応を行う認定事業適応事業者のこの命令による改正前の産業競争力強化法施行規則（次項において「旧産業競争力強化法施行規則」という。）第四十八条第一項の規定による報告については、なお従前の例による。

4　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第十条の五の六第一項、第三項、第七項若しくは第八項又は第四十二条の十二の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた産業競争力強化法第二十一条の二十三第一項に規定する認定事業適応事業者の旧産業競争力強化法施行規則第五十一条第一項の規定による報告については、なお従前の例による。

○内閣府令・総務省令・経済産業省令第一号

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第二条第三号の規定に基づき、情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣　武藤　容治

情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令の一部を改正する命令

情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令（平成十四年内閣府総務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号を削る。

附　則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

○内閣府・財務省・厚生労働省令第一号

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第十二条、第十七条第三項及び第十八条第二項の規定に基づき、並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び同令を実施するため、子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿

子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則

（総括部局長及び所管部局長の指定の通知）

第一条　所管大臣（特別会計に関する法律（以下「法」という。）第百二十三条の三第一項の大臣をいう。以下同じ。）は、総括部局長（特別会計に関する法律施行令（以下「令」という。）第十二条に規定する総括部局長をいう。以下同じ。）の指定又は所管部局長（令第十七条第三項に規定する所管部局長をいう。以下同じ。）の指定をした場合には、遅滞なく、その旨を他の所管大臣に通知しなければならない。

（歳入歳出予定計算書の作成等）

第二条　所管部局長は、令第十二条に規定する歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書、国庫債務負担行為要求書及び歳入歳出決定計算書に記載すべき事項を明らかにした書類を作成し、それぞれ別表第一の下欄に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。

2　令第十二条に規定する会計全体の計算に関する書類で所管大臣の定めるものは、別表第二の上欄に掲げるものとする。

3　所管部局長は、前項に規定する書類に記載すべき事項を明らかにした書類を作成し、別表第二の下欄に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。

（徴収済額集計表及び支出済額集計表の様式）

第三条　令第十七条第三項に規定する徴収済額集計表及び令第十八条第二項に規定する支出済額集計表の様式は、それぞれ別紙第一号書式及び別紙第二号書式によるものとする。

（徴収済額集計表及び支出済額集計表の送付期限）

第四条　令第十七条第三項及び第十八条第二項に規定する所管大臣の定める期限は、毎月二十二日とする。

（原簿科目及び補助簿科目）

第五条　令第二十六条第二項に規定する原簿に記載する科目は、子ども・子育て支援勘定にあっては別表第三、育児休業等給付勘定にあっては別表第四に掲げるものとする。

2　令第二十六条第二項に規定する補助簿に記載する科目は、内閣総理大臣が定める。

（情報開示に関する書類）

第六条　所管部局長は、令第三十四条第一項から第三項までに規定する書類に記載すべき事項及び令第三十六条第一項各号に掲げる情報に関する事項を明らかにした書類を作成し、それぞれ別表第五の下欄に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。